

平成2年3月30日

(教) 告示第4号

最終改正：令和6年8月30日

(教) 告示第3号

(趣旨)

第1条 この告示は、我孫子市民図書館の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和54年教育委員会規則第14号）第2条に規定する事業を円滑に運営するため、我孫子市民図書館（以下「図書館」という。）における資料収集に関して必要な事項を定める。

(資料収集の基本方針)

第2条 図書館は、市民が生涯にわたって学び続ける権利を保障するため、地域の特性、社会の動向及び市民の要求を十分配慮し、市民の教養、調査研究、趣味、娯楽等に関する資料を収集するものとする。

2 収集にあたっては、著者の思想的、宗教的及び党派的立場にとらわれることなく、幅広く収集するものとする。

(各館の収集方針)

第3条 各館は、その施設の規模、地域性及び機能に応じた蔵書構成を図るとともに、体系的な資料の充実をめざし、より効率的な資料の収集に努めるものとする。

2 図書館本館は、中心館として、図書館湖北台分館及び布佐分館（以下「分館」という。）が収集する資料のほか、専門的資料、参考資料、郷土行政資料その他分館のサービスを補完する資料を収集し、保存する。

3 分館は、貸出しを中心としたサービスに応じるため、蔵書の新鮮度に留意し、市民の教養、趣味、娯楽等に関する資料を中心に収集するとともに、調査研究のための基礎的資料及び入門書も収集する。

(資料別収集方針)

第4条 資料の種類別収集方針は、次のとおりとする。

(1) 一般書

ア 各分野にわたり基本的な図書を中心に、必要に応じて専門的な図書まで幅広く収集する。ただし、特殊かつ高度な専門書、学習参考書、各種試験問題集及びテキスト類は原則として収集しない。

イ 参考資料については、市民の調査研究に必要な辞典、百科辞典、便覧、ハンドブック、図鑑、年表、年鑑、名鑑、白書、地図等広く収集する。

(2) 児童書

年齢や個性のさまざまな子どもたちの学習や趣味に役立つ図書等、好奇心を満たし、自らの成長の助けとなる質の高い資料を収集する。

(3) 郷土行政資料

- ア 郷土資料については、我孫子市の歴史、地理、自然、地域社会等に関する資料並びに我孫子市ゆかりの人々の著作及び業績を記した資料を網羅的に収集する。
- イ 近隣市町村及び千葉県に関する資料については、基本的資料及び我孫子市に特に関係ある資料を中心に収集する。
- ウ 行政資料については、我孫子市の刊行物はすべて収集し、千葉県の刊行物は必要とされる基本的資料を収集する。

(4) 逐次刊行物

- ア 新聞については、主要全国紙及び千葉県の代表的地方紙を中心に収集し、必要に応じて専門紙や機関誌も収集に努める。
- イ 雑誌については、各分野の基本的な雑誌を収集するものとし、収集にあたっては、市民の趣味及び興味を的確に把握し、その要求を考慮するとともに、偏りがないうように配慮する。

(5) 視聴覚資料

趣味、教養、娯楽及び文化活動に資するため、コンパクトディスク、カセットテープ及びビデオテープを収集する。

(6) 電子資料

趣味、教養、娯楽及び文化活動に資するため、電子媒体による出版物、データベース等を収集する。

(収集方法)

第5条 資料の収集は、購入を原則とする。ただし、場合によっては寄贈、寄託等も活用する。

(蔵書の更新)

第6条 蔵書資料は、除籍及び保存を的確に行い、資料の更新を図る。

(委託)

第7条 この告示に定めるもののほか、資料収集に関する事項については、図書館長が別に定める。

附 則

この告示は、平成2年4月1日から施行する。

附 則（平成22年6月30日（教）告示第4号）

この告示は、平成22年7月1日から施行する。

附 則（令和6年8月30日（教）告示第3号）

この告示は、令和6年10月1日から施行する。